

# 令和3（2021）年度栃木県再生可能エネルギー導入目標策定業務委託 仕様書

## 第1章 総則

（適用）

第1条 本仕様書は、栃木県が発注する「令和3（2021）年度栃木県再生可能エネルギー導入目標策定業務委託」に適用する。

2 本業務の遂行にあたっては、本仕様書、業務委託契約書、その他業務遂行上必要となる技術基準、関係諸法令及び参考図書に基づき実施しなければならない。

（一般事項等）

第2条 本業務の受託者は、本業務実施にあたって、県と連絡を密にするとともに、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに県と協議しなければならない。

2 受託者は、本業務中に県から成果の報告を求められた場合については、これに従わなければならない。

3 受託者は、本業務委託の内容に関する機密を厳守するとともに、県の許可なく業務内容等を他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

4 本業務の成果品提出後、瑕疵が発見され、県から訂正を求められた場合には、受託者の責任において内容を修正することとする。

（履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和4（2022）年1月26日（水）までとする。

## 第2章 業務内容

（目的）

第4条 令和2（2020）年10月、国は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、同年12月には、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定（令和3年6月改訂）。

国が目指す「グリーン社会」の実現に呼応し、本県においても、令和2（2020）年12月、「2050年カーボンニュートラル実現を目指すこと」を宣言し、今後、目標達成に必要な取組の具体的な工程表（ロードマップ）の策定などにより、2050年までに温室効果ガスの排出を栃木県全体で実質ゼロにすることを目指している。

この高い目標を達成するには、省エネ対策や森林吸収源対策と併せて、再生可能エネルギーの一層の導入拡大に取り組むことが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、「栃木県ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）の策定においては、中長期的な視点から、今後必要となる本県の再生可能エネルギー

一導入施策を検討する必要がある。

以上により、本業務では、県内における再生可能エネルギーの最大限導入のため、現状の再生可能エネルギーの導入容量を把握し、今後の再生可能エネルギーの技術開発・改善の動向を反映させるとともに、今後の国による施策効果を適切に見込んだ上で、県内において最大限導入可能な再生可能エネルギーの種別・導入容量・導入計画・活用方法等についての調査検討等を行い、本県の中期（2030年）及び長期（2050年）の再生可能エネルギーの導入目標を定めることを目的とする。

（業務内容）

第5条 本業務の内容は、次の各号に定める事項とする。

- ① 県内の再生可能エネルギー及び温室効果ガス排出に係る基礎情報の収集及び現状分析
  - （1）背景及び目的の整理
    - ・本事業の背景及び目的の整理を行うこと。
  - （2）地域概況調査
    - ・県内の再生可能エネルギーの導入状況及び各部門（産業・交通・業務・家庭）ごとの温室効果ガス排出状況を調査すること。
    - ・再生可能エネルギー導入状況の調査については、経済産業省資源エネルギー庁の「固定価格買取制度（FIT）情報公表用ウェブサイト」による確認等のほか、FITが適用されていないものについても、情報の収集を行うこと。
  - （3）再生可能エネルギー関連技術の動向調査
    - ・本県で導入可能な再生可能エネルギーの関連技術について、2030年までの導入に用いる既存技術と、2050年までに実装が期待される革新的技術の動向調査を行うこと。
  - （4）エネルギー需要（消費実態）調査
    - ・県内の各部門ごとのエネルギー需要状況について調査すること。
  - （5）再生可能エネルギー導入可能容量（ポテンシャル）調査
    - ・県内地域で最大限導入可能な再生可能エネルギー容量（以下「再エネポテンシャル」という。）を調査すること。
    - ・調査に当たっては、環境省「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」、栃木県「緑の分権改革推進事業～クリーンエネルギー賦存量等調査及び実証調査～ 成果報告書」、及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構「地熱資源ポテンシャル調査（空中物理調査）報告書（平成30年度）」等の、公表されている最新データを活用し、地域の関係機関等に可能な限り聞き取りを行った上で、実態に即した算定を行うこと。

- ② 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計
- (1) 排出量の現況推計
  - (2) BAUシナリオの将来排出量の推計
  - (3) 脱炭素シナリオの将来排出量の推計
    - ・ 2030年度及び2050年度における温室効果ガスの将来排出量を推計すること。  
なお、推計にあたっては、各部門における本県の実情を踏まえた人口予測や経済予測、気候変動等を踏まえたものとする。
    - ・ 可能な限り複数パターンの推計であること。
- ③ 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
- (1) 将来ビジョンの作成
    - ・ 栃木県におけるカーボンニュートラルを実現した社会の将来ビジョンを作成すること。
  - (2) 脱炭素シナリオの作成
    - ・ 削減シナリオについては、まずは地域脱炭素ロードマップや「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」(環境省大臣官房環境計画課、令和3年3月)等に基づく、国の温暖化対策・施策が本県の各部門にもたらす効果を踏まえた基本シナリオを検討すること。
    - ・ 続いて、国による対策・施策の効果をもってしてもなお、目標実現に達しないギャップを埋めるため、基本シナリオをベースに本県の産業構造や地域特性を踏まえて、本県で導入することが望ましい対策・施策の候補を挙げるとともに、それらの組み合わせにより積み上げ可能な削減量を計算し、本県の特徴を反映した削減シナリオを策定すること。
    - ・ なお、県による対策・施策については、導入時の費用対効果など、県民や事業者にとってのメリットも考慮すること。
- ④ 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標の作成
- (1) 既存技術でできる2025年度・2030年度までの再生可能エネルギー導入目標の追加的な見直し(中期目標)。
  - (2) 今後の技術革新を見据えた、2050年度までの再生可能エネルギー導入目標の設定(長期目標)。
    - ・ ①～③及び⑤を踏まえた、中期目標、長期目標を作成すること。

⑤ ③及び④を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

(1) 脱炭素化に向けた政策の検討

- ・①に基づく再エネポテンシャルの算定結果を活用し、地域の特性、実情を踏まえ、最大限の再生可能エネルギー導入を図るための手法を検討すること。
- ・なお、導入可能性の高い施策について、先進的事例を調査し、導入時の経緯や問題点、導入後の効果や課題、排出量削減以外の効果などを整理すること。
- ・また、国補助事業の積極的な活用を図るため、各手法に活用可能な条件等の整理・県内事業者や県民等への提案を行うこと。

(2) 指標の検討

- ・本県の再生可能エネルギーの導入状況を把握するための指標について、検討を行うこと。
- ・指標の検討に当たっては、その根拠となる数値が、国などの公表値であり、かつ年1回以上の頻度で公表されるものを設定するよう努めること。
- ・指標値の算定にあたり、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。

(3) 重要な施策に関する構想の策定

- ・本県の再生可能エネルギー最大限導入に係る重要施策について、どのように展開するか、その構想を策定すること。

(4) 先進的モデル事業の普及展開

- ・本事業で策定した施策について、市町、県民、県内事業者に対し、普及展開を行うための手法を検討すること。

⑥ ①から⑤までの事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の資料作成

(1) ①から⑤の調査・検討の実施方針、基礎調査の実施状況等の説明資料作成

(2) 導入目標・政策や重点対策の整理・資料作成

- ・カーボンニュートラル実現に向けた会議等に係る資料を作成すること。

(報告書作成)

第6条 検討した経過及び打合せ記録等を整理し、業務報告書としてとりまとめるものとする。

(打合せ及び協議)

第7条 本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、中間時1回、業務完了前1回、その他必要に応じて、随時実施するものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

第8条 本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに栃木県環境森林部気候変動対策課へ提出することとする。

- ① 業務報告書・・・・・・・・印刷物（A4版）3部、電子データ一式
- ② 業務報告書概要版・・・・・・・・印刷物（A4版）3部、電子データ一式
- ③ 業務に用いた統計資料及び参考資料・・電子データ一式（該当部分の抜粋で可）

2 電子データの仕様については以下のとおりとする。

- ① Microsoft 社Windows10 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・ 文章：Microsoft 社Word（ファイル形式はWord2016 以下）
  - ・ 計算表：表計算ソフトMicrosoft 社Excel（ファイル形式はExcel2016 以下）
- ③ ②による成果物に加え「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

### 第4章 その他

(貸与資料)

第9条 本業務実施にあたり、必要となる資料等のうち、以下に掲げる資料等、県が所有する資料等については貸与するものとする。なお、本業務実施に必要な資料・資材等については、原則として受託者が準備することとする。

- ① 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく地球温暖化対策計画書
- ② 栃木県「緑の分権改革」推進事業  
～クリーンエネルギー賦存量等調査及び実証調査～ 成果報告書

(特記事項)

第10条 この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。